事 前 評 価 調 書

I 事業概要								
事	業名	公営住宅等整備事業						
地	区名	名 鷲塚住宅東地区						
事業箇所 碧南市鷲塚町地内								
	事業の らまし	1 建替事業の考え方 公営住宅法では、「公営住宅の整備の促進又は公営住宅の居住環境の整備のために必要があるときは、公営住宅建替事業を施行すること」と、定められており、本県ではその主旨に沿い、建替事業に取り組んでいる。また、計画的な建替事業の実施は、良好なストックの確保と維持管理の平準化も図ることができる。 建替事業の対象は、昭和 49 年度までに建設され老朽化が進んだもの、住戸面積が 40 ㎡以下で狭小であるもの、中層の階段室型住宅でエレベーターの設置が困難であるもの、などを具体的な基準として選定している。 2 鷲塚住宅について 県営鷲塚住宅は2つの街区より構成されており、西地区(平成 23~29 年建設 169 戸)(事業実施中)、東地区(昭和 45~46 年建設 250 戸)、計 419 戸の住宅となっている。 西地区では建替事業を実施しており、今回は引き続き東地区で、築後 40 年以上を経過し老朽化が進む県営住宅において建替事業を行うものである。 また建替事業では建替戸数を精査することで、敷地北側に 0.56ha 程度の余剰地を計画している。						
【達成(主要)目標】 ・県営住宅の整備の促進 ・居住環境の整備 ・再入居の保障 【副次目標】 ・地域と連携した県営住宅の整備								
-	مالد بال ه	事業費			内訳			
事業費		11.1 億円	■工事	費 10.7 億円、	■調査設計費(0.4 億円		
事業期間		採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 32 年度	完成予定年度	平成 34 年度	
事業内容		県営住宅の建替事業 除却:耐火構造5階建て6棟 250戸 (現住戸面積 2K:36.8 ㎡、3K:41.0 ㎡) 建設:耐火構造7·8 階建て1棟 70戸 (標準住戸面積:2DK 52.5 ㎡、3DK 64.9 ㎡)						
Π	評価							
①事業の必要性	1) 必要	老朽化が込る。また、 置がない。 一方で、 住宅平均の さらに、 現入居者の 以上より	性んできてお 住戸面積は 鷲塚住宅の3 の入居率 82.7 隣接の西地I の期待の声もる	り、今後維持管理(3K でも 41.0 ㎡と) 建替済みである西5 %を大きく上回っ Mで建替事業が進ん あがっている。	には業務量、費用 映小であり、あれ 也区の住棟でのこ ており、根強い んでいるため、勇 居住環境の整備」	用的に増大するこ つせて6棟全てに 入居率は 100%(4 需要がある。 東地区の建替事業	経過し、全般的に とが懸念されてい エレベーターの設 7 戸/47 戸)と県営 実施についても、 から、鷲塚住宅で	

		_	A: 現状	の課題又	は将来の	予測から事	事業の必要	 要性がある) o		
		Α	B: 現状	の課題又	は将来の	予測が十分	か把握され	れていない	١,		
	判定	【理由】 現状改善に事業実施が必要であり、将来的な需要も見込まれる上、事業を実施することで 県営住宅全体の管理運営に資することが期待できる。									
	1) 貨幣価値	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果)】									
	化可能な 効果(費	区分					前評価時 準年: H29)	備考		
	用対効果	費用(億円)		用均	也費			_			
	分析結			建記	2費			11. 1			
	果)		維持管理費				1. 5				
				合	計			12. 6			
		効果 (億円)			よる便益			12. 6			
			駐車場による便益				1.1				
			余剰地活用等による便益				1. 7				
				<u>合</u>				15. 4 1. 22			
②			費用対効果分析結果(B/C)								
畫		※金額は、社 	※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。								
②事業の効果		 【貨幣価値	化可能な効	分析手法	1						
数											
						(従後駐車	場料一従	前駐車場料	斗)		
+余剰地活用による収益											
	2) 貨幣価値	 県政世論調査(平成26年度実施)によると、県営住宅の集会所、児童遊園、駐車場等には、									
	化困難な										
	効果	存する県営住宅を整備することは、こうした期待に沿うものでもある。									
		A:十分な事業効果が期待できる。									
	判定	B: 十分な事業効果が期付でさない。 									
		建替事業の推進により、居住環境の改善が見込まれるため。 									
	1) 事業計画			H30	H31	H32	H33	H34			
		 工種	査・設計	\longleftrightarrow							
			工事			4		→			
		Alle === /				<u>'</u>					
3	事業費 (億円) 11.1										
事業	2) 地元の合	現入居者から早期の建替事業実施の要望があることより、地元の合意形成が図られている									
の宝	意形成	現入店者から早期の建督事業美施の要望があることより、地元の告息形成が図られている と考えられる。									
③事業の実効性	3) 環境 への										
			A: 事業	計画の実	効性が期	 待できる。					
	, i so i mala-	A B: 事業計画の実効性が期待できない。									
	判定	【理由】									
		1.10 でナルロスがで 下っての ハーナネックツは10回v 0									

	1) 代替案の	り 現況建物の改修では、居住環境の改善は困難である。					
④事業手法の妥当性	比較検討	低所得者の住宅施策として、県営住宅の建替(建設)から、県営住宅の借上げや家賃					
	結果	とすることは費用対効果において不利である。					
			A: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段				
		Α	が最も妥当である。				
	判定		B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。				
	刊处	【理由】					
		「県営住宅の整備の促進」「居住環境の整備」「再入居の保障」において、建替事業の実施					
		が最適であ	る 。				

Ⅲ 対応方針(案)

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。 妥当である 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【主な評価内容】

- ①県営住宅の整備の促進…老朽化した建物の更新の完了
- ②居住環境の整備……・住戸面積、バリアフリー(エレベーターの設置等)
- ③再入居の保障・・・・・・入居状況

V 事業評価監視委員会の意見

鷲塚住宅東地区の対応方針(案)[事業実施]を了承する。

VI 対応方針

事業実施